

事業評価シート

担当課・室長：大気環境課長
環境管理技術室長

事業名	有害大気汚染物質排出抑制対策
上位施策名	大気環境の保全 ((2) 多様な有害物質による健康影響の防止)
1 事業の概要	<p>有害大気汚染物質に関する対策を新たに盛り込んだ改正大気汚染防止法が平成9年4月より施行されており、同法附則の見直し規定に沿って平成12年12月に中央環境審議会において審議された結果、これまでの排出抑制対策を引き続き実施することに加えて、環境基準に照らし高濃度状態が継続している地域に対して、新たな対策を講ずる旨の答申がなされている。またアスベストについては改正法で新たな規制が導入された。</p>
2 進捗状況	<p>有害大気汚染物質のリスト改訂、指定物質の指定、排出施設及びそれぞれの排出抑制基準の設定(平成9年にダイオキシン類を含めて4物質、13施設を指定)などの排出抑制対策を推進している。</p> <p>ベンゼンについては平成10年度は約5割、平成11年度は約2割の地点で環境基準を超過したが、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、全ての地点で環境基準を達成した。</p> <p>工場、事業場からの排出については、平成9年度より経済産業省との連携の下に、事業者の自主管理による排出削減を推進し、平成11年度までに毎年両省の審議会において、計画及びその進捗状況のチェックとレビューを行っている。自主管理対象12物質の排出量の単純加算でみて削減実績41%と、当初の目標(各対象物質の削減率で概ね30%)を大きく上回る削減を達成した。</p> <p>平成12年12月に「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第六次答申)」がなされ、ベンゼンに係る新たな対策等、答申に沿って事業を実施することとしている。</p> <p>自動車からの排出については、自動車排出ガス中の炭化水素及び粒子状物質の規制強化、ガソリン中のベンゼン含有率の低減により、排出削減が図られている。</p> <p>アスベストについては、測定技術者への講習会開催、飛散防止対策マニュアルの作成等の施策を実施している。</p>
3 評価	<p>改正大気汚染防止法に基づく対策及び事業者の自主管理による排出削減により、ベンゼンについては全般的には改善傾向が見られるものの、特定の地点では依然として高濃度で環境基準を超過しており、答申に沿った一層の対策が必要である。なお、新たに環境基準を設定する物質については、大気環境濃度等を考慮して所要の措置を講じることが必要である。</p>

	<p>また、数多くの有害大気汚染物質が検出されていることから、これらの物質の知見の集積を図る必要がある。</p> <p>有害大気汚染物質は全国的に見られる問題であり、またアスベスト対策には技術的支援が必要であることから、国が主導的に対策を進める必要がある。</p>
4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> ・有害大気汚染物質発生源等対策調査 ・有害大気汚染物質排出抑制基準検討 ・アスベスト対策調査 ・自動車からの有害大気汚染物質排出実態調査
5 対応副施策等	